会計規定 会則第五章第17条に基づく支出基準

代議員会承認月日

1982年(昭和57年)4月22日 1998年(平成10年)4月26日改定 2007年(平成19年)4月15日改定 2010年(平成22年)4月18日改定 2019年(平成31年)4月13日改定

		2019年(平成31年)4月13日改定2020年(令和2年)4月 1日改定
項目	内容	支出額
事業費	会場借用料、備品、施設借用料、ホイッスル オフィシャル用具等備品購入料、 ラインテープ、賞状等消耗品購入料	請求額に準ずる
	帯同審判員・オフシャルの謝礼 委託審判員(公認C級以上)の謝礼 委託オフシャルの謝礼 協会審判員の謝礼 昼食時(12時~13時)にかかる場合の食事代	帯同審判員謝礼金 なし 1回につき、1人2,000円以内 1回につき、1人1,000円以内 1回につき、1人1,000円以内 1回につき、1人800円以内
	審判講習会講師の謝礼 (協会役員が務めた場合) (上記以外の公認審判員場合)	1回につき、1人3,000円以内 1回につき、1人5,000円以内
機関開催費	資料購入、作成料、通信費	請求額に準ずる
	12:00~13:00 (昼食時) に かかる場合の食事代	1回につき、1人800円以内
	20:30以降にかかる場合の食事代	1回につき、1人1,000円以内
出張旅費 豊田市、 <u>豊田市スポーツ協会</u> および関係協会からの支給の	豊田市内、岡崎市、知立市、刈谷市、安城市、みよし市への出張の場合	原則として、なし
ある場合は、当協会からの支給は行わない	上記以外のの地域	公共交通機関による最短距離 で計算した額
	出張地域に関係なく食事代を支給する。	機関開催費に準ずる
選手派遣費	参加費	関係協会が定める額 (原則として、大会費のみ)
弔 事	理事(本人)の死去	香典 10,000円 生花 (一対)・弔電
	理事の配偶者、親族死去〔1親等〕	香典 3,000円 生花(一基)・弔電
	各連盟の役員	香典 3,000円 弔電
	会員(一般)本人の死去 その他、協会に関係該当する方	・
慶事	理事(役員)本人の結婚〔初婚のみ〕	祝金 3,000円 祝電
入院見舞い	理事(本人)の入院〔1ヶ月以上〕	見舞金 3,000円
災害見舞い	理事(本人)及び、親族の家屋損壊	その都度、理事会で決定する

※理事は、副連盟長以上とする